

# 収録判例をすべて刷新!

## 電動自転車の事故を含めた最新判例 211 件を掲載



# 第3版 実務裁判例 交通事故における過失相殺率

## 自転車・駐車場事故を中心に

伊藤秀城 著

2023年5月刊 B5判 560頁 定価5,940円(本体5,400円) 978-4-8178-4880-2 商品番号:40500 略号:自転車

### 内容

- 増え続ける自転車事故をはじめ、厳選した 211 例の裁判例集。
- 裁判例を事故状況ごとに分類し、事故時の概略図、過失相殺率、裁判例の要点がひと目でわかる。
- 令和5年7月1日内容の道路交通法・施行令・施行規則(抄録)も収録。
- 電動キックボード、携帯電話使用、あおり運転、自転車のあおり運転、高齢者対策、自転車のヘルメット着用等の最新の法改正について解説。



独自の図解で  
事故状況が  
よくわかる!

裁判例 9 東京地判平成20年9月19日 (判例秘書 L07230681)

過失相殺 電動アシスト機能付自転車(X) 40% 自動二輪車(Y) 60%

「被告は、平成20年9月20日午前9時07分ごろ、被告車を運転して、本件道路の第3車線と大玉洲方面から芝浦方面に進行していた。当時、本件道路の第1車線及び第2車線は渋滞しており、車両が停止していた。その頃、原告は、原告車を運転して本件道路の第1車線の左側(渋滞停止中の車両の左側)を大玉洲方面から芝浦方面に進行し、東京都港区(略)先付近で進路を右に変え、渋滞のため停止中の車両の間を通過して第1車線及び第2車線を横切り、第3車線の手前で停止したり適切な時期に合図

裁判例 152 岡山地判平成27年3月3日 (自保ジャーナル1948号89頁、判例秘書 L07051519)

過失相殺 自転車(X) 45% 普通乗用自動車(Y) 55%

「ア 本件事故は、岡山市中区長岡方面と同区兼基方面を結ぶ東西道路(国道250号線。以下「東西道路」という。)と、同区今谷方面と同区乙多見方面を結ぶ南北道路が交差する交差点(以下「本件交差点」という。)に設置された、東西道路を横断するための横断歩道(以下「本件横断歩道」という。)上で発生した。イ 東西道路は、西行車線が片側2車線、東行車線が片側1車線の道路であり、その幅員は約8.5メートルだった。東西道路は、最高速度時速50キロメートルの規制がされていた。

過失相殺率が  
ひと目でわかる!

### 目次

- 第1編 総論
  - 第1 はじめに
  - 第2 主な道路交通法の改正
  - 第3 自転車に関する規制
  - 第4 自転車運転者の義務
- 第2編 交通事故裁判例
  - 第1 自転車 対 原動機付自転車
  - 第2 自転車 対 自動二輪車
  - 第3 自転車 対 自転車
  - 第4 単車 対 歩行者
  - 第5 自転車 対 歩行者
  - 第6 車 対 歩行者
  - 第7 車 対 自動二輪車
  - 第8 車 対 原動機付自転車
  - 第9 車 対 自転車
  - 第10 単車 対 単車
  - 第11 駐車場内
  - 第12 駐車場への出入り
- 参考 和解条項例  
道路交通法・施行令・施行規則(抄録)

